

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

(1) 住民基本台帳ファイル

2. 基本情報

①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す。) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者(以下「消除者」という。)を含む。	
その必要性	区域内の住民に係る住民基本台帳に記載すべき項目(住基法第7条)の記録について、常に正確に更新・管理・提供する必要があるため。	
④記録される項目	[100項目以上]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 ()	
その妥当性	住基法第7条の規定に基づく	
全ての記録項目	別添2を参照。	
⑤保有開始日	平成27年7月25日	
⑥事務担当部署	各区市民部戸籍住民課 北区市民部篠路出張所 南区市民部定山溪出張所 デジタル戦略推進局スマートシティ推進部住民情報課	
3. 特定個人情報の入手・使用		
	[☐] 本人又は本人の代理人	

①入手元 ※		☐ 評価実施機関内の他部署 () ☐ 行政機関・独立行政法人等 (機構) ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 (転入元の市町村) ☐ 民間事業者 () ☐ その他 ()
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 (住基ネット)
③入手の時期・頻度		住民基本台帳の記載事項において、届出・通知等により変更又は新規作成が発生する都度。
④入手に係る妥当性		法令に基づき住民に関する記録を正確に行う上で、住民に関する情報に変更があった、又は新規作成された際は、住民からの申請等を受け、まず既存住基システムで情報を管理した上で、全国的なシステムである住基ネットに格納する必要があるため。
⑤本人への明示		住基法第7条に基づく
⑥使用目的 ※		区域内の住民に係る特定個人情報住民基本台帳に記載しなければならない旨、住基法第7条に規定されており、また、その者に対する個人番号の付番・変更等を行う必要があるため。
	変更の妥当性	-
⑦使用の主体	使用部署 ※	各区市民部戸籍住民課 北区市民部篠路出張所 南区市民部定山溪出張所 デジタル戦略推進局スマートシティ推進部住民情報課 デジタル戦略推進局情報システム部システム管理課
	使用者数	☐ 100人以上500人未満 ☐ 10人以上50人未満 ☐ 50人以上100人未満 ☐ 100人以上500人未満 ☐ 500人以上1,000人未満 ☐ 1,000人以上
⑧使用方法 ※		1. 住民基本台帳の記載 住民の転入、出生等の届出及び職権に基づき、新たに住民票を作成する。 2. 住民基本台帳の記載事項変更 住民の転居、婚姻、離婚等の届出及び職権に基づき、住民票の記載事項を変更する。 3. 住民基本台帳の消除 住民の転出、死亡等の届出及び職権に基づき、住民票を消除する。 4. 住民基本台帳の照会 住民基本台帳から該当する住民の住民票記載事項を照会する。 5. 住民票の写し等の発行 住民票の写し、住民票記載事項証明書、転出証明書等の各種帳票を発行する。 6. 住基ネットとの情報連携 住基ネットを通じて、住民の情報を機構、都道府県、各市町村と連携する。 7. システム基盤との情報連携 システム基盤を通じて、住民の情報を庁内他業務システムに連携する。
	情報の突合 ※	・個人番号カード等により、正確な本人確認と個人番号の真正性を確認する。 ・4情報、個人番号、住民票コード、その他既存住基システムに記録されている情報から、対象者の正確な特定を行う。

	情報の統計分析 ※	個人に着目した分析・統計は行わず、異動届件数の集計等、事務処理実績の確認のための統計のみ行う。
	権利利益に影響 を与え得る決定 ※	該当なし。
⑨使用開始日		平成27年7月25日
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		☐ 委託する ☐ 委託しない (1) 件
委託事項1		既存住基システムの運用保守委託
①委託内容		既存住基システムの運用保守及び各種処理の実行
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		☐ 特定個人情報ファイルの全体 ☐ 特定個人情報ファイルの一部 (1) 件
	対象となる本人の数	☐ 100万人以上1,000万人未満 (1) 1万人未満 (2) 1万人以上10万人未満 (3) 10万人以上100万人未満 (4) 100万人以上1,000万人未満 (5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
	その妥当性	既存住基システムの安定した移動のため専門的な知識を有する民間事業者に委託している。
③委託先における取扱者数		☐ 10人未満 ☐ 10人以上50人未満 (1) 10人未満 (2) 10人以上50人未満 (3) 50人以上100人未満 (4) 100人以上500人未満 (5) 500人以上1,000人未満 (6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 (サーバ室内にてシステムの直接操作)
⑤委託先名の確認方法		契約情報は公示しており、札幌市のホームページにて確認できる。
⑥委託先名		BIPROGY株式会社北海道支店
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託する ☐ 再委託しない (1) 再委託する (2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	申請を受けて、委託内容(業務の一部であるか)や管理体制を判断し許諾する。
	⑨再委託事項	・運用・保守管理プロセス基準書に基づく作業 ・運用・保守メニューに基づく作業、軽微な改修作業
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		
提供・移転の有無		☐ 提供を行っていない (60) 件 ☐ 移転を行っていない (2) 件 ☐ 行っていない
提供先1		番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める情報照会者(別紙1参照)
①法令上の根拠		番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同号に基づく主務省令第2条の表

②提供先における用途	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める各事務(別紙1参照)
③提供する情報	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める特定個人情報(住民票関係情報・別紙1参照)
④提供する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度
移転先1	本市内部の部署であって番号法第9条第1項に基づき特定個人情報を利用できるとされる事務を行う部署 ※具体的には7. 備考に記載のとおり
①法令上の根拠	住基法第1条及び第3条第2項並びに番号法第9条第1項
②移転先における用途	番号法第9条第1項に掲げる別表に基づき特定個人情報を利用できるとされる事務 ※具体的には7. 備考に記載のとおり
③移転する情報	個人番号を含む住所、氏名、生年月日、性別等の住民基本台帳情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
⑥移転方法	[☐] 庁内連携システム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
⑦時期・頻度	住民基本台帳の記載事項において、届出・通知等により変更又は新規作成が発生する都度。
移転先2	本市内部の部署であって番号法第9条第2項に基づいて制定した条例で定めた事務を行う部署
①法令上の根拠	住基法第1条及び第3条第2項並びに札幌市個人番号利用条例(平成27年条例第42号)別表2
②移転先における用途	住基法第1条及び第3条第2項並びに札幌市個人番号利用条例(平成27年条例第42号)別表2
③移転する情報	個人番号を含む4情報等の住民基本台帳情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。

⑥移転方法		[☐] 庁内連携システム	[☐] 専用線
		[☐] 電子メール	[☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
		[☐] フラッシュメモリ	[☐] 紙
		[☐] その他 ()	
⑦時期・頻度		住民基本台帳の記載事項において、届出・通知等により変更又は新規作成が発生する都度。	
6. 特定個人情報の保管・消去			
①保管場所 ※		<札幌市における措置> 1 セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退館管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。 2 サーバへのアクセスはID及びパスワードによる認証が必要となる。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバー・プラットフォームは政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータ保管している。 2 特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	
②保管期間	期間	<選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない	
	その妥当性	・区域内に住民登録している住民に係る情報は、住民基本台帳に記載されている限り保管する。 ・転出や死亡、改製により除かれた住民票に係る情報は、150年間保管する(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号。以下「住基法施行令」という。)第34条第1項)。	

③消去方法	＜札幌市における措置＞ ・消除されてから150年を経過した住民票に係る情報は、既存住基システムにて自動判別し消去する。 ・機器更改時に、ディスクの物理的破壊を行っている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 1 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。 2 クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。 3 中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。
7. 備考	
本市内部の部署であって番号法第9条第1項に基づき特定個人情報を利用できるとされる事務とその事務を行う部署について(番号法第9条第1項に掲げる別表に基づく) ・地方税の賦課徴収に関する事務 … 財政局税政部税制課 ・生活保護に関する事務 … 保健福祉局総務部保護課 ・後期高齢者医療に関する事務 … 保健福祉局保険医療部保険企画課 ・国民健康保険に関する事務 … 保健福祉局保険医療部保険企画課 ・国民年金に関する事務 … 保健福祉局保険医療部保険企画課 ・介護保険に関する事務 … 保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課 ・母子父子寡婦福祉資金貸付金に関する事務 … 子ども未来局子育て支援部子育て支援課 ・訪問指導業務に関する業務 … 保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課 ・児童手当に関する事務 … 子ども未来局子育て支援部子育て支援課 ・児童扶養手当に関する事務 … 子ども未来局子育て支援部子育て支援課 ・特別障害者手当等の支給に関する事務 … 保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課 ・障害児通所給付費等の支給等に関する事務 … 保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課 ・自立支援給付の支給及び地域生活支援事業の実施に関する事務 … 保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課 ・身体障害者手帳交付に関する事務 … 保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課 ・精神障害者保健福祉手帳の交付等に関する事務 … 保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課 ・特別児童扶養手当の支給に関する事務 … 保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課 ・妊娠の届出に関する事務 … 子ども未来局母子保健担当課 ・健康増進事業の実施に関する事務 … 保健福祉局ウェルネス推進課 ・子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給に関する事務 … 子ども未来局施設運営課 ・予防接種に関する事務 … 保健福祉局感染症総合対策課 ・難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療費の支給に関する事務 … 保健福祉局保健管理課 ・特定健診、特定保健指導等に関する事務 … 保健福祉局国保健康推進担当課 ・知的障害者福祉法による障害サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務 … 保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課 ・老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務 … 保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課	

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

(2) 本人確認情報ファイル

2. 基本情報

①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す。) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者(以下「消除者」という。)を含む。	
	その必要性	住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(本人確認情報ファイル)において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する必要があるため。
④記録される項目	[10項目以上50項目未満]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
	主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 ()
	その妥当性	住基ネットを通じて本人確認を行うために必要な情報として、住民票の記載等に係る本人確認情報(個人番号、4情報、住民票コード、これらの変更情報等)を記録する必要があるため。
	全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年7月25日	
⑥事務担当部署	各区市民部戸籍住民課 北区市民部篠路出張所 南区市民部定山溪出張所 デジタル戦略推進局スマートシティ推進部住民情報課	

3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 () ☐ 行政機関・独立行政法人等 () ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 () ☐ 民間事業者 () ☐ その他 (自部署)
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 (既存住基システム)
③入手の時期・頻度		住民基本台帳の記載事項において、本人確認情報に係る変更又は新規作成が発生した都度入手する。
④入手に係る妥当性		法令に基づき住民に関する記録を正確に行う上で、住民に関する情報に変更があった、又は新規作成された際は、住民からの申請等を受け、まず既存住基システムで情報を管理した上で、全国的なシステムである住基ネットに格納する必要があるため。
⑤本人への明示		札幌市CSが既存住基システムより本人確認情報を入手することについて、住基法第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)及び平成14年6月10日総務省告示第334号第6-6(市町村長から都道府県知事への通知及び記録)に記載されている。
⑥使用目的 ※		住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(本人確認情報ファイル)において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する。
変更の妥当性		-
⑦使用の主体	使用部署 ※	各区市民部戸籍住民課 北区市民部篠路出張所 南区市民部定山溪出張所 デジタル戦略推進局スマートシティ推進部住民情報課 デジタル戦略推進局情報システム部システム管理課
	使用者数	[100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※		・住民票の記載事項の変更又は新規作成が生じた場合、既存住基システムから当該本人確認情報の更新情報を受領し(既存住基システム→札幌市CS)、受領した情報を元に本人確認情報ファイルを更新し、当該本人確認情報の更新情報を都道府県知事に通知する(札幌市CS→都道府県サーバ)。 ・住民から提示された個人番号カードに登録された住民票コードをキーとして、本人確認情報ファイルを検索し、画面に表示された本人確認情報と申請・届出書等の記載内容を照合し確認することで本人確認を行う(個人番号カード→札幌市CS)。 ・住民票コード、個人番号又は4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う。 ・本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事保存本人確認情報ファイル(都道府県サーバ)及び機構保存本人確認情報ファイル(全国サーバ)と整合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する(札幌市CS→都道府県サーバ/全国サーバ)。
情報の突合 ※		・本人確認情報ファイルを更新する際に、受領した本人確認情報に関する更新データと本人確認情報ファイルを、住民票コードをもとに突合する。 ・個人番号カードを用いて本人確認を行う際に、提示を受けた個人番号カードと本人確認情報ファイルを、住民票コードをもとに突合する。
情報の統計分析 ※		個人に着目した分析・統計は行わず、本人確認情報の更新件数の集計等、事務処理実績の確認のための統計のみ行う。

	権利利益に影響 を与え得る決定 ※	該当なし。
⑨使用開始日		平成27年7月25日
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		☐ 委託する ☐ 委託しない (1) 件
委託事項1		住基ネット運用保守委託
①委託内容		住基ネット運用保守
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		☐ 特定個人情報ファイルの全体 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	☐ 100万人以上1,000万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
	その妥当性	住基ネットCSの安定した稼働のため専門的な知識を有する民間事業者に委託している。
③委託先における取扱者数		☐ 10人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 (サーバ室内にてシステムの直接操作)
⑤委託先名の確認方法		契約情報は公示しており、札幌市のホームページにて確認できる。
⑥委託先名		BIPROGY株式会社北海道支店
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		
提供・移転の有無		☐ 提供を行っていない (2) 件 ☐ 移転を行っていない () 件 ☐ 行っていない
提供先1		都道府県
①法令上の根拠		住基法第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)

②提供先における用途		・市町村より受領した住民の本人確認情報の変更情報(当該提供情報)を元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルの当該住民に係る情報を更新し、機構に通知する。 ・住基法に基づいて、本人確認情報の提供及び利用等を行う。		
③提供する情報		住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日		
④提供する情報の対象となる本人の数		[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ		
⑥提供方法		☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (住基ネット) ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙		
⑦時期・頻度		住民基本台帳の記載事項において、本人確認情報に係る変更又は新規作成が発生した都度、随時。		
提供先2		都道府県及び機構		
①法令上の根拠		住基法第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)		
②提供先における用途		住民基本台帳の正確な記録を確保するために、本人確認情報ファイルの記載内容(当該提供情報)と都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構保存本人確認情報ファイルの記載内容が整合することを確認する。		
③提供する情報		住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日		
④提供する情報の対象となる本人の数		[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ		
⑥提供方法		☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (住基ネット) ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙		
⑦時期・頻度		必要に応じて随時(1年に1回程度)		
6. 特定個人情報の保管・消去				
①保管場所 ※		セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。 サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要となる。		
②保管期間	期間	[20年以上] <選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない		

	その妥当性	・住民票の記載の修正後の本人確認情報は、新たに記載の修正の通知を受けるまで保管する。 ・住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び消除者の本人確認情報は、住民基本台帳法施行令第34条第2項(保存)に定める期間(150年間)保管する。
③消去方法		・保存期間経過後、札幌市CSのバッチ処理で、本人確認情報ファイルに記録されたデータを手動削除する。 ・機器更改時に、ディスクの物理的破壊を行っている。
7. 備考		
-		

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

(3)送付先情報ファイル

2. 基本情報

①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す)	
	その必要性	番号法第7条第1項(指定及び通知)及び個人番号カード省令第7条(個人番号の通知)に基づき、個人番号通知書を個人番号の付番対象者に送付する必要がある。 また、通知カード所持者にあつては、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされている。 機構は、個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき、これらの事務を実施する。
④記録される項目	[50項目以上100項目未満]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
	主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 (個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報)
	その妥当性	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 個人番号カードの券面記載事項として、法令に規定された項目を記録する必要がある。 ・その他(個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報) 機構に対し、個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を機構が行うために、個人番号カードの券面記載事項のほか、個人番号通知書及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。
	全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年7月25日	

⑥事務担当部署		各區市民部戸籍住民課 北區市民部篠路出張所 南區市民部定山溪出張所 デジタル戦略推進局スマートシティ推進部住民情報課
3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 () ☐ 行政機関・独立行政法人等 () ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 () ☐ 民間事業者 () ☐ その他 (自部署)
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 (既存住基システム)
③入手の時期・頻度		番号法施行開始日から通知カード(現在は廃止済)送付までの一定の期間に、番号法施行日時点における住民の送付先情報をまとめて入手した。以降、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度入手している。
④入手に係る妥当性		送付先情報の提供手段として住基ネットを用いるため、札幌市CSにデータを格納する必要がある。
⑤本人への明示		個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)
⑥使用目的 ※		個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供するため。
変更の妥当性		-
⑦使用の主体	使用部署 ※	各區市民部戸籍住民課 北區市民部篠路出張所 南區市民部定山溪出張所 デジタル戦略推進局スマートシティ推進部住民情報課 デジタル戦略推進局情報システム部システム管理課
	使用者数	☐ 100人以上500人未満 ☐ 10人以上50人未満 ☐ 50人以上100人未満 ☐ 100人以上500人未満 ☐ 500人以上1,000人未満 ☐ 1,000人以上
⑧使用方法 ※		・既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、個人番号通知書及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づいて行う機構に対し提供する(既存住基システム→札幌市CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))。
情報の突合 ※		入手した送付先情報に含まれる4情報等の変更の有無を確認する(最新の4情報等であることを確認する。)ため、機構(全国サーバ)が保有する「機構保存本人確認情報」との情報の突合を行う。
情報の統計分析 ※		送付先情報ファイルに記録される個人情報をういた統計分析は行わない。

	権利利益に影響 を与え得る決定 ※	該当なし。
⑨使用開始日		平成27年7月25日
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		☐ 委託する ☐ 委託しない (1) 件
委託事項1		住基ネットCSの運用保守委託
①委託内容		住基ネットCSの運用保守
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		☐ 特定個人情報ファイルの全体 ☐ 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数		☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1万人未満 ☐ 1万人以上10万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 ※		「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
その妥当性		住基ネットCSの安定した稼働のため専門的な知識を有する民間事業者に委託している。
③委託先における取扱者数		☐ 10人未満 ☐ 10人以上50人未満 ☐ 50人以上100人未満 ☐ 100人以上500人未満 ☐ 500人以上1,000人未満 ☐ 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 (サーバ室内にてシステムの直接操作)
⑤委託先名の確認方法		契約情報は公示しており、札幌市のホームページにて確認できる。
⑥委託先名		BIPROGY株式会社北海道支店
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託する ☐ 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		
提供・移転の有無		☐ 提供を行っていない (1) 件 ☐ 移転を行っていない () 件 ☐ 行っていない
提供先1		機構
①法令上の根拠		個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)
②提供先における用途		個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき個人番号通知書及び交付申請書を印刷し、送付する。
③提供する情報		「2. ④記録される項目」と同じ。

④提供する情報の対象となる本人の数		☐ 100万人以上1,000万人未満	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ	
⑥提供方法		☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他（住基ネット	☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙 ）
⑦時期・頻度		番号法施行開始日から通知カード送付までの一定の期間に、番号法施行日時点における住民の送付先情報をまとめて入手した。以降、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度提供している。	
6. 特定個人情報の保管・消去			
①保管場所 ※		セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。 サーバへのアクセスはID／パスワードによる認証が必要となる。	
②保管期間	期間	☐ 1年未満	<選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない
	その妥当性	送付先情報は機構への提供のみに用いられ、また、送付後の変更は行わないことから、セキュリティ上、速やかに削除することが望ましいため。	
③消去方法		・保存期間が到来した送付先情報は、機構より指定された方法（※）により、システム上、一括して消去する仕組みとする。 ※送付先情報の提供後30日経過後に、札幌市CSでのバッチ処理により自動削除される。 ・機器更改時に、ディスクの物理的破壊を行っている。	
7. 備考			
-			